

精神障がい者を対象とした地域移行・定着支援の現状と、個別給付化の影響
—岩手県内の指定一般相談支援事業所を対象とした実態調査から—

社会福祉学専攻 高橋 大輝

要 旨

2004年9月、厚生労働省精神保健福祉対策本部がとりまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」「受け入れ条件を整えば退院可能な者（約7万人）について、10年後の解消を図る」ことが明記されて以降、これまで「精神障害者退院促進事業（2006年～）」「精神障害者地域移行支援特別対策事業（2008年～）」などといった制度の変遷を経ながら、地域移行・地域定着支援に向けた取り組みが進められてきた。2012年4月の障害者自立支援法改正以降は、指定一般相談支援事業所による「地域移行支援」「地域定着支援」として個別給付化されたが、2018年における岩手県内の「地域移行支援」利用数は8件のみにとどまっていることから、十分に活用されているとはいえない状況となっている。その背景にはさまざまな要因が複雑に絡み合っていることが推察されるが、本研究では、①岩手県内の全指定一般相談支援事業所を対象とした悉皆調査（一次調査）、②相談支援専門員を対象としたインタビュー調査（二次調査）という2つの調査により「一般相談支援事業所側から見た要因」に焦点を当て、個別給付化による実態および影響と、今後の促進要因を考察することとした。

一次調査においては、岩手県内で指定一般相談支援事業を標榜している事業所50カ所のうち、筆者の勤務する事業所を除く49カ所を調査対象とし、37カ所（75.5%）から回答を得た。その結果、過去3年間において「地域移行支援」「地域定着支援」を算定しているのはそれぞれ13.5%に過ぎず、限られた一部の事業所のみが取り組んでいる状況が明らかになった。また、運営主体、所属する相談支援専門員数、1人の相談支援専門員が受け持つ計画相談支援担当数を独立変数とした分析などを行ったところ、統計上の明らかな相関関係は証明できなかったものの、多くの事業所が「マンパワーの不足」や「退院後の住まいの不足」に困難を感じているという実態を明らかにすることができた。

そして二次調査においては、一次調査において回答のあった指定一般相談支援事業所の中から、事業所名の記載（任意）があり、かつ個別給付化前に「精神障害者退院促進事業（2006年～）」の委託を受けていた事業所に所属する5人の相談支援専門員を調査対象とした。半構造化インタビューのデータを逐語記録化し、M-GTA（Modified Grounded Theory Approach）の手法による分析を行ったところ、22の概念が生成され、「指定一般相談支援事業所側における阻害要因」「精神科病院側における阻害要因」「制度活用に向けた促進要因」という3つのカテゴリーにまとめることができた。

以上の調査結果にもとづき、「制度（仕組みづくり）」というハード面と、「理念・協働」というソフト面から多角的に包括的考察を行った。具体的には、2013年の精神保健福祉法改正において精神科病院に義務化され、現在約7割を病院PSWが担っている「退院後生活環境相談員」に、地域の相談支援専門員を選任する仕組みへと転換していくことで、①「医療保護入院者退院支援委員会」への参加促進、②「地域移行・定着支援」利用の活性化、③精神科病院との機能・役割の明確化につながる可能性があることなどを提言している。